

## 要 望 書

豊島区長

高野 之夫殿

2015年 4月30日

豊島区保育問題協議会

会長 小嶋 奈



4月からの「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたっては、政府の改革作業が通じた上、膨大な作業がありハードな準備だったのではないかとお察しいたします。

「待機児童解消」を掲げている「新制度」ですが、保育が必要との認定を受けながらも保育園に入れずに「保留通知」が届き、「保育園に入れないと仕事を辞めなくてはならない」「育児休暇を延ばしても見通しがあるかどうか心配」と保護者の切実な叫びが届いています。在園保護者に関しても、制度については十分な理解ができる情報を得られず混乱している状態にあります。

多くの保護者は、保育条件が整っており、0歳児から就学前までの保育が継続して受けられる認可保育所での保育を望んでいます。保育条件や基準の異なる小規模保育などで量の充足を図ろうとすると、保育にさまざまな格差が生じることになるので親としては心配があります。保育を希望するすべての児童に、児童福祉法第24条第1項の市町村の責任による保育の実施ができるよう、引き続きのご努力をお願いいたします。

### 〈要望項目〉

- 1、今年度4月の豊島区の待機児童数を教えてください。
- 2、保育需要の正確な把握をして、公表してください。
- 3、3歳児以上の待機児を解消するために、0歳児から就学前までの保育所（認可保育園）を早急に増やしてください。
- 4、2015年3月31日現在の在園児については、すべて標準時間にしてください。
- 5、短時間認定と標準時間認定の基準を教えてください。
- 6、保育の安全を確保するための条件整備をして、保育環境の改善を図ってください。
- 7、日本スポーツ振興センターの災害共済給付への加入状況を明らかにしてください。同時に、すべての保育施設を加入対象にしてください。
- 8、地域型保育事業で給食を実施していない所は実施してください。
- 9、保育士の人材確保と保育の質の向上を図るために必要な予算措置をしてください。
- 10、臨時保育所を利用する保護者の経済的な負担を軽減する為の適切な施策をしてください。